

## 概要

本件の傷病は、原傷病が再発したものと認められることから、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○工務店で現場作業に従事していたが、平成○年○月○日○時頃、高さ約1mの脚立の上から落下した際に右肩を強打した（以下「本件災害」という。）。負傷当日にX整形外科医院に受診した結果、「右肩関節挫傷」と診断され、その後Y病院に転医し「右肩腱板断裂」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療した結果、約1年8ヶ月後の平成○年○月○日付けをもって症状固定となった。

請求人は、障害補償給付を請求したところ、監督署長は残存する障害は「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するとして、障害補償給付を支給した。

原傷病の症状固定の約4か月後の平成○年○月頃より右肩に痛みを感じ、Y病院に再度受診した結果、「右肩腱板断裂、右肩関節拘縮、右肩腱板断裂術後」（以下「現傷病」という。）と診断された。

請求人は、現傷病は本件災害による原傷病が再発したものとして、監督署長に対し療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

現在も日常生活に大変不自由を感じており、監督署長の不支給決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

#### (1) Y病院医師の意見について

ア 可能な範囲の治療は、終了しており、残る症状については症状固定とされている。

イ 診療録の最終記載における右肩関節可動域は屈曲90°、外旋20°で、現在も同程度かと推測する。痛みの訴えについては、以前に関しては不明である。手術後のリハビリを2年以上行っており、定常状態であると考え。約8か月間、通年の拘縮肩の治療として、注射・リハビリを行っており、平成○年末で終了してよいと考える。広範囲腱板断裂に対して修復術を試みているが、現状は再断裂をしていると思われる。ただし、全てが縫合可能ではない事もあり、MRI上の断裂は残存するものの、治療終了はやむを得ない。手を尽くした上で、残存した症状と考える。

#### (2) 地方労災医員A医師の意見について

症状固定後の右肩のMRI画像では、特に明らかな腱板の完全断裂は認められない。主治医意見書からも症状が特に悪化しているとは考えにくく、右肩の拘縮が残存しているものと考えられる。これにより症状固定後の症状の悪化等を認められず、再発とは認められない。

#### (3) 主治医の意見書から確認できる症状固定後の治療経過・治療内容・検査所見等から症状固定後の症状の悪化を窺わせる医学的所見は認められず、地方労災医員A医師の意見を踏まえ、請求人が訴える症状固定後の症状は、平成○年○月○日に症状固定と認定した原傷病の後遺症の範囲内と判断した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人の原傷病は、平成○年○月○日に症状固定となり、監督署長は残存する障害として、右肩関節部について疼痛等頑固な神経症状の残存が認められることから「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するとして障害補償給付を支給した。

#### (2) 請求人は、症状固定時の主訴として、「右肩手術部の疼痛、可動域制限。右手を上げると、90度ぐらいで痛みが強くなり挙上が困難。右腕に何かを持って、横に水平に動かすことが痛みにより困難。」と述べている。

#### (3) 原傷病と再発した現傷病の発現との間の相当因果関係について

請求人は、右肩の痛みを訴え、再度、Y病院を受診しており、主治医は、「再診時の傷病部位は当初の負傷部位と同一であり、現傷病は原傷病と関連している」と所見しており、その症状に相当因果関係が認められると述べている。地方労災医員B医師も、平成○年○月○日のMRI画像においては腱板広範囲断裂が生じており、病

態が再発し縫合された腱板の再断裂が生じたことは明らかであると同様の所見を述べている。また、地方労災医員A医師は、原傷病と現傷病の関係について明確に述べてはいないが、特段否定する所見は述べていない。

- (4) 症状固定時の症状に比べ現傷病の症状が増悪しているかについて

地方労災医員A医師は、特に明らかな腱板の完全断裂は認められないとし、症状が悪化しているとは考えにくいと述べているが、主治医は、原傷病である腱板の広範囲断裂に対して修復術を試みているが、その部位が再断裂を来していると述べている。

地方労災医員B医師も、原傷病の治療中に行われた、Y病院での平成〇年〇月〇日の腱板修復術時の診療録において、右肩腱板に広範囲の断裂があり、腱板の縫合時の緊張は強いものの修復可能であったと記載されているが、それが本件災害後の平成〇年〇月〇日のMR I画像上、明らかに腱板の広範囲断裂が生じており、病態が再発し縫合された腱板の再断裂が生じたことは明らかであると所見しており、主治医を含む2名の医師により、再断裂が認められており、当審査官は原傷病の症状が増悪しているとの意見が妥当なものであると判断する。

- (5) 治療効果が期待できるかについて

地方労災医員B医師は、右肩腱板の広範囲の再断裂が生じた場合は、再手術の判断は難しいが、拘縮の予防として、注射、リハビリ等を行う必要があると判断しており、実際に主治医は、拘縮肩として約8か月の関節内注射、温湿布投与、外来作業療法（可動域訓練）の治療を平成〇年末まで行った結果、請求人は、平成〇年〇月に比較して症状が良くなり、平成〇年〇月の症状固定時の状態になっていると述べ、地方労災医員B医師も症状は多少改善されていると所見していることから、一定の治療効果があったものと考えるのが妥当と当審査官は判断する。

- (6) 以上により、現傷病は、原傷病が再発したものと認められる。